

問
20

派遣労働者や請負労働者と36協定との関係は？

労働者派遣事業による派遣労働者の場合は、派遣先の事業のみを派遣労働者を使用する事業とみなして、労働基準法の労働時間・休日の規定が適用されます。36協定については、派遣元の使用者と派遣元の労働組合（または過半数代表者）との間で結んだ場合に、この36協定の範囲内で派遣先の使用者が派遣労働者に時間外労働や休日労働をさせることができます（労働者派遣事業法第44条第2項）。

請負労働者は、請負事業主と請負労働者の労働組合（または過半数代表者）との間で結ぶ36協定によることになります。請負労働者が発注者の事業場の敷地内で労働することも、実際ままありますが、発注者が請負労働者に直接指示することはいわゆる偽装請負として禁止されています（職安法第44条、職安則第4条）から、請負事業は独立した事業として扱われます。結果として、請負労働者は発注者の事業場の労働者としてはカウントされません。